平成２７年（フ）第２６０号
岐阜市宇佐南１丁目12番18号
破産者　平田なおみ
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２８１号
岐阜市河渡２丁目173番地　（エスポワールＫＭＳ　Ｂ201）
破産者　藤原　稚也
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６９６号
名古屋市中川区中郷３丁目411番地　第２西垣マンション２Ａ
破産者　羽柴　忠佳
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２４８号
名古屋市名東区亀の井２丁目137番地の12
破産者　田中　成幸
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５９号
神戸市中央区旭通４丁目１番３―4109号、開始決定時の住所神戸市東灘区本庄町１丁目４番５―611号
破産者　山川　孝樹
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９６号
神戸市兵庫区西柳原町６番10―403号
破産者　田中　清美
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９号
北海道滝川市泉町１丁目８番23号　泉町１丁目ハイツ　２号室
破産者　中嶋　了太
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
北海道旭川市東光７条３丁目２番５号　ジュネス７．３　106号室
破産者　三田　廣幸
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１６号
北海道上川郡新得町西３条南６丁目３番地４
破産者　大槻百々子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
北海道北見市田端町144番地６、破産手続開始決定時の住所北海道北見市田端町30番地26
破産者　德井　道善
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根原添31番地１
破産者　小野寺正治
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１０６１号
横浜市港南区港南台２丁目15番24号エステール港南台103号、開始決定時の住所横浜市栄区桂台中１番５号
破産者　亀井　保和
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９７７号
神奈川県藤沢市石川293番地の２
破産者　高野　好則
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８６号
金沢市横山町12番20号　クローバーハウス202号、開始決定時の住所金沢市兼六元町９番28号　アパガーデンプレイス兼六元町２番館2202
破産者　三室　弘志
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８３号
長野県安曇野市穂高6042番地
破産者　丸山　貴大
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１６２号
静岡県富士市中里924番地の23、開始決定時の住所静岡県富士市中里1406番地の２
破産者　池田紙器こと　池田　康彰
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０６号
静岡県浜松市中区富塚町1436番地の８、前住所静岡県浜松市西区大平台３丁目22番１―304号　佐鳴１
破産者　池田　竜也
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係